
資料編

燕市環境基本条例	88
計画の策定体制	91
環境指標の達成状況について	92
市民・中学生・事業者環境意識調査の総括	97
用語解説	99

目 次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条—第22条)
- 第3章 環境審議会(第23条)
- 第4章 雑則(第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条** 環境の保全は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくよう推進されなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する環境保全行動を継続することにより、自然の物質循環を損なうことなく継続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっており、すべての者の日常生活や事業活動がさまざまな影響を及ぼすことを認識した上で地球の環境に配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念に基づき、環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に基づき、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にそ

の適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に基づき、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等の報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りながら総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱
- (2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、燕市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第10条 市は、環境の保全に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境保全に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的支援等)

第12条 市は、市民等がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(公共施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設その他の環境保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等が行う資源の循環的な利用から生み出されるエネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずる

ものとする。

(環境学習の充実)

第15条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う美化活動、資源循環に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の規定による環境学習の充実及び前条の規定による市民等の自発的な活動の促進を図るため、環境の状況に関する情報及び環境の保全に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査研究その他の環境を保全するための施策に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するとともに、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

(市民等との連携)

第21条 市は、市民等とともに環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国、新潟県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、燕市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

計画の策定体制

①「燕市環境審議会」委員名簿

No	氏名	所属等	備考
1	近 嵐 久 榮	新潟県地球温暖化防止活動推進委員	◎会長
2	細 川 哲 夫	燕商工会議所 副会頭	
3	富 所 寧	吉田商工会 副会長	
4	高 野 文 夫	分水商工会 副会長	
5	田 邊 一 郎	燕市自治会協議会 会長	
6	秦 久 美 子	燕市教育委員	○副会長
7	原 田 マ サ 子	市民	
8	齋 藤 ミ チ 子	市民	
9	村 上 節 子	市民	
10	小 田 吉 徳	市民	

(順不同、敬称略。なお、所属等は任期期間中のもの)

②「燕市環境基本計画庁内策定会議」委員名簿

No	氏名	所属等	備考
1	前 山 正 則	総務部 総務課 課長	○副委員長
2	内 藤 良 久	総務部 用地管財課 課長	
3	田 辺 秀 男	企画財政部 企画財政課 課長	
4	田 辺 一 幸	企画財政部 地域振興課 課長	
5	保 倉 茂	市民生活部 生活環境課 課長	◎委員長
6	大 谷 聡	商工観光部 商工振興課 課長	
7	和 歌 浦 進	農林部 農政課 課長	
8	松 村 金 司	都市整備部 都市計画課 課長	
9	土 田 庄 平	都市整備部 土木課 課長	
10	更 科 政 博	都市整備部 営繕建築課 課長	
11	佐 藤 一 正	都市整備部 下水道課 課長	
12	清 野 一 徳	水道局 施設課 課長	
13	山 田 公 一	教育委員会 学校教育課 課長	
14	堀 克 彦	教育委員会 社会教育課 課長	

(順不同。所属等は任期期間中のもの)

③ 事務局名簿

No	氏名	所属等	備考
1	広 野 義 徳	市民生活部 部長	
2	保 倉 茂	市民生活部 生活環境課 課長	庁内策定会議委員兼任
3	更 科 明 大	市民生活部 生活環境課 課長補佐	
4	寺 澤 昭 雄	市民生活部 生活環境課 課長補佐	
5	鈴 木 義 享	市民生活部 生活環境課 係長	
6	小 澤 直 義	市民生活部 生活環境課 主事	

(所属等は任期期間中のもの)

環境指標の達成状況について（平成28年2月時点）

環境要素別目標の環境施策を着実に推進するため環境指標を定め、施策を展開してきました。その達成状況を各指標ごとの達成度で表しました。

分野別目標Ⅰ 地球の恵みの“環”のなかで、みんなが健康で安心して暮らせるまち【循環】

①地球温暖化【地球温暖化の防止に取り組みます】

②エネルギー資源【エネルギー資源を有効に活用します】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H.27〕	実 績 〔H.26〕	担当所管課
市内の電気使用量	84,120万kWh 〔H19〕	—	74,718万kWh	生活環境課
市内の都市ガス販売量	3,718万m ³ 〔H19〕	—	3,599万m ³	生活環境課

③ごみ・循環資源【ごみの4Rと適正処理を推進します】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
市民1人1日あたりの ごみ排出量	1,244g 〔H19〕	1,199g	1,159g	1,154g	1,133g	106%	生活環境課
ごみの年間排出量	38,199t 〔H19〕	36,354t	35,011t	34,705t	33,871t	107%	生活環境課
再生利用率 (リサイクル率)	16.0% 〔H19〕	26.8%	17.7%	17.5%	16.8%	63%	生活環境課
最終処分率	21.7% 〔H19〕	11.6%	21.2%	22.0%	22.0%	53%	生活環境課
最終処分量 (埋立処分量)	8,279t 〔H19〕	4,217t	7,409t	7,622t	7,464t	56%	生活環境課

④大気環境【澄んだ空、きれいな空気を守ります】

環境指標項目		計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
燕 測 定 局	浮遊粒子状 物質濃度 (環境基準の 達成率)	長期的 評 価	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	生活環境課
		短期的 評 価	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	生活環境課
	二酸化窒素濃度 (環境基準の達成率)	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	100%	生活環境課
光化学スモッグ注意報発令 回数		1回 〔H19〕	0回	0回	0回	0回	100%	生活環境課
PM2.5注意報発令回数		—	—	0回	1回	0回	—	生活環境課
悪臭の苦情件数		2件 〔H19〕	0件	0件	1件	1件	—	生活環境課

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目標 〔H27〕	実績 〔H24〕	実績 〔H25〕	実績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担当 所管課
大気汚染の苦情件数	0件 〔H19〕	0件	0件	2件	4件	—	生活環境課
空気のきれいさに対する満足度(アンケート)*	66.8% 〔H19〕	100%	—	—	73.2% 〔H27〕	73% 〔H27〕	生活環境課

*市民環境意識調査の設問に対し、「満足している」または「やや満足している」と回答した人の割合。以下、同じ。

⑤水環境・水資源【清らかな水を守り、大切に使います】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目標 〔H27〕	実績 〔H24〕	実績 〔H25〕	実績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担当 所管課	
環境基準の達成状況	健康項目 (調査実施項目に限る)	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	生活環境課	
	公共用水域の水質 (環境基準の達成率)	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	生活環境課	
	生活環境項目 (BOD75%値)	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	生活環境課	
	生活環境項目 (pHなど4項目)	100% 〔H19〕	100%	86%	88%	88%	生活環境課	
	地下水の水質 (環境基準を超過した地点の総数)	7地点 〔H19〕	7地点	8地点	7地点	7地点	100%	生活環境課
生活排水処理対策	土壌汚染・地下水汚染の報告件数	4件 〔H19〕	0件	0件	0件	0件	100%	生活環境課
生活排水処理対策	汚水処理人口普及率	48% 〔H19〕	60%	55%	56%	56%	93%	下水道課 生活環境課
	下水道の普及率 (人口ベース)	41% 〔H19〕	55%	44%	45%	46%	84%	下水道課
	下水道の接続率 (人口ベース)	48% 〔H19〕	62%	64%	66%	68%	110%	下水道課
水質汚濁の苦情件数	1件 〔H19〕	0件	1件	2件	0件	100%	生活環境課	
川・沼・池の水がきれいなことに対する満足度 (アンケート)	32.7% 〔H19〕	50%	—	—	38.7% 〔H27〕	77% 〔H27〕	生活環境課	

⑥騒音・振動・化学物質など【健やかで安らぎのある暮らしを守ります】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目標 〔H27〕	実績 〔H24〕	実績 〔H25〕	実績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担当 所管課
大気環境のダイオキシン類濃度(環境基準の達成率)	100% 〔H19〕	100%	100%	100%	100%	100%	生活環境課
PRTR制度による指定化学物質の環境への年間排出量	約420t 〔H18〕	336t	約394t	約371t	—	—	生活環境課

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
騒音・振動の苦情件数	8件 〔H19〕	0件	12件	4件	4件	—	生活環境課
住まいのまわりが静かなことに対する満足度 (アンケート)	59.3% 〔H19〕	60%	—	—	64.7% 〔H27〕	108% 〔H27〕	生活環境課

分野別目標Ⅱ. 自然とのふれあいのなかで、みんなが快適に暮らせるまち【共生】

⑦身近な自然【身近な自然と共生し、公益的機能を守ります】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
エコファーマー認定者数	134人 〔H20.2.29〕	300人	441人	453人	587人	196%	農政課
田んぼアートへの参加者数	1,408人 〔H20〕	1,700人	560人	559人	567人	33%	農政課
生産者と消費者の交流を育む農業イベントの開催数	5回 〔H19〕	7回	7回	7回	7回	100%	農政課
食育全体計画を作成し、確実に実施している小中学校数	18校 〔H19〕	20校	20校	20校	20校	100%	学校教育課
鳥獣保護区面積	204ha 〔H19〕	204ha	204ha	204ha	204ha	100%	生活環境課
自主防災組織率	—	—	62.3%	67.0%	67.2%	—	防災課
燕市総合防災訓練参加者数	—	—	—	—	2,200人	—	防災課

⑧自然とのふれあい【さまざまな機会を通じて「つばめの自然」にふれあいます】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
自然観察会や親子体験教室などの開催数	3回 〔H19〕	3回	5回	2回	4回	133%	社会教育課
水や水辺の自然とのふれあいに対する満足度 (アンケート)	35.1% 〔H19〕	50%	—	—	35.4% 〔H27〕	71% 〔H27〕	生活環境課
鳥や昆虫などの生き物とのふれあいに対する満足度 (アンケート)	31.6% 〔H19〕	50%	—	—	29.2% 〔H27〕	58% 〔H27〕	生活環境課

⑨快適さ【住みやすく、愛着を感じるまちをつくれます】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目標 〔H27〕	実績 〔H24〕	実績 〔H25〕	実績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担当 所管課
公共施設緑化延長（市道）	16,766m 〔H19〕	17,286m	22,442m	22,430m	22,430m	130%	都市計画課 土木課
市民1人あたりの都市公園の面積	3.69m ² 〔H19〕	5.2 m ²	4.95 m ²	4.97m ²	5.2m ²	100%	都市計画課
緑が豊かであることに対する満足度(アンケート)	51.8% 〔H19〕	60%	—	—	62.5% 〔H27〕	104% 〔H27〕	生活環境課
広場・公園などの憩いの場があることに対する満足度(アンケート)	56.1% 〔H19〕	70%	—	—	54.4% 〔H27〕	78% 〔H27〕	生活環境課
清掃活動イベントの参加者数(クィンテ-ィン、クィンテ-ィンアップ大会など)	5,904人 〔H19〕	—	11,614人	10,995人	11,537人	—	生活環境課
歩道など設置道路延長	68.4km 〔H19〕	71.9km	82.7km	86.3km	87.1km	121%	土木課
まちが清潔なことに対する満足度(アンケート)	33.1% 〔H19〕	—	—	—	52.4% 〔H27〕	—	生活環境課
市内循環バス・広域循環バス・デマンド交通の年間利用者数	59,134人 〔H19〕	61,000人	48,809人	65,327人	70,164人	115%	生活環境課
「空き家・空き地活用バンク」登録件数	—	—	17件	41件	57件	—	都市計画課

⑩文化・景観【郷土の文化・景観資源を守り、活かします】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目標 〔H27〕	実績 〔H24〕	実績 〔H25〕	実績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担当 所管課
文化財指定件数	86件 〔H19〕	90件	87件	88件	92件	102%	社会教育課
市内の歴史・文化資源を解説する市民ボランティアガイド数	24人 〔H19〕	33人	23人	22人	21人	64%	商工振興課
神社・お寺・祭礼などの歴史的な文化があることへの満足度(アンケート)	47.2% 〔H19〕	50%	—	—	50.9% 〔H27〕	102% 〔H27〕	生活環境課
自然景観の美しさに対する満足度(アンケート)	40.3% 〔H19〕	50%	—	—	48.2% 〔H27〕	96% 〔H27〕	生活環境課
街並みの美しさに対する満足度(アンケート)	16.8% 〔H19〕	20%	—	—	21.2% 〔H27〕	106% 〔H27〕	生活環境課

分野別目標Ⅲ. 暮らしのなかで、みんなが環境について考え、行動するまち【協働】

⑪環境教育・学習【環境情報を学び・体験する機会をつくれます】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
各種イベントでの環境啓発回数	2回 〔H19〕	5回	2回	2回	5回	100%	生活環境課
「風の子くらぶ」のプログラム回数、参加者数 (燕市子ども体験活動支援センター主催)	12回 58人 〔H19〕	12回 80人	15回 59人	13回 75人	13回 48人	108% 60%	社会教育課
燕市まちづくり出前講座の開催数(環境分野によるもの)	3回 〔H19〕	12回	1回	1回	1回	8%	生活環境課

⑫環境活動【人・まち・自然が元気になる「人・しくみ」を育てます】

環境指標項目	計画当初 〔基準年度〕	目 標 〔H27〕	実 績 〔H24〕	実 績 〔H25〕	実 績 〔H26〕	達成度 〔H26〕	担 当 所管課
きれいにしゅいや燕(アダプト制度)の登録団体数	2団体 〔H19〕	5団体	1団体	1団体	1団体	20%	生活環境課
イキイキまちづくり事業登録団体数 (環境分野について)	1団体 〔H19〕	—	1団体	1団体	1団体	—	地域振興課
環境保全活動などに参加したことがある市民の割合(アンケート) ^{※1}	48.7% 〔H20〕	—	—	—	39.5% 〔H27〕	—	生活環境課
環境保全活動などに参加したことがある中学生の割合(アンケート) ^{※1}	—	—	—	—	57.5% 〔H27〕	—	生活環境課
今後環境保全活動に参加・協力したい市民の割合(アンケート) ^{※2}	76.2% 〔H20〕	—	—	—	57.3% 〔H27〕	—	生活環境課
今後環境保全活動に参加・協力したい中学生の割合(アンケート) ^{※2}	—	—	—	—	65.6% 〔H27〕	—	生活環境課

※1市民または中学生の環境意識調査の設問に対し、「参加したことがある」と回答した人の割合

※2市民または中学生の環境意識調査の設問に対し、「積極的に参加したい」または「できれば参加・協力したい」と回答した人の割合

市民・中学生・事業者環境意識調査の総括

1. 調査の概要

項目	市民編	中学生編	事業者編
調査対象	市内在住の20歳以上の男女から、1,000名を地域毎に無作為抽出した。	市内在住の中学3年生(308名)を対象とした。	市内で事業を営む事業所から、100社を無作為抽出した。
調査方法	郵便による配布・回収	各中学校に配布・回収	訪問による配布 郵便による回収
調査期間	H27.5.18~6.4	H27.5.19~6.5	H27.5.18~6.1
有効回収率	47.5%	100.0%	73.0%

備考) 各環境意識調査の結果詳細は、市のホームページに掲載を予定している。

2. 調査の結果概要

① 市民編

- 前回調査(平成20年3月実施)では、地球環境問題を「あまり重要な問題ではない」と回答した割合が57.6%だったが、今回調査では1.5%と大きく減少した。一方、「最優先で取り組むべき問題」と回答した割合が前回調査では0.0%だったのに対し、今回調査では35.5%に大きく上昇しており、地球環境問題への関心が高まっていることがうかがえる。
- 前回調査よりも「環境を良くするために、生活が多少不便になってもやむを得ない」と回答した割合が減少(71.7%→61.5%)し、「どちらともいえない」と回答した割合が増加(20.6%→29.6%)した。
- 身近な環境に対し、「空気がきれい」「悪臭がしない」「静か」「緑が豊か」に満足する割合が高い一方、「水がきれい」「自然とのふれあい」「生き物とのふれあい」「まち並みの美しさ」「日常生活や交通の利便性」では満足する割合が低かった。(高い:60%超、低い:40%未満)
- 今後の燕市の環境として何が重要かについて、「まちが清潔なこと」と「日常生活や交通の利便性」が57.7%で最も高く、次いで「空気がきれいなこと」の48.6%が、「悪臭がしないこと」の48.4%が続いた。
- 自身の生活スタイルが環境に影響を与えているかについて、「影響を与えている」と回答した割合が前回調査よりも10ポイント以上減少しており、様々な場面において環境に配慮した生活スタイルに心がけていることがうかがえる。
- 環境に配慮した機材のうち、家庭用燃料電池・太陽光パネル・ペレットストーブ・生ごみ処理機の導入には消極的である一方で、ハイブリッドカーを実際に利用または今後利用する予定と回答した割合は、前回調査から17.5ポイント増加した。
- 環境活動に参加した割合は39.5%であり、前回調査から1割程度減少した。また、今後環境活動に参加したいかとの問いでは57.3%が参加したいと回答したが、前回調査から2割程度減少した。参加しない理由として、仕事や家庭の都合と回答した割合が多かった。(前回調査と同様)
- 環境情報を取得する方法では、「市の広報誌やパンフレット」を希望する回答が62.0%と際立って高く、次いで「テレビや新聞」の18.9%が続いた。(前回調査と同様)
- 環境をよりよくするための施策として、「イベントやメディアを使った広報活動」や「環境情報の開示・提供」の回答が最も多く、半数を超えていた。(前回調査と同様)

② 中学生編

- 地球環境問題を「優先的に取り組むべき問題」と回答した割合が82.8%（市民は91.1%）と多いことから、市民と同様、地球環境問題への関心が高まっていることがうかがえる。
- 「環境を良くするために、生活が多少不便になってもやむを得ない」と回答した割合が43.7%と市民（61.5%）よりも低く、「生活が便利な方がよい」と回答した割合が14.6%と市民（8.9%）よりも高かった。
- 身近な環境に対し、「空気がきれい」「悪臭がしない」「静か」「緑が豊か」「憩いの場がある」「歴史的な文化がある」に満足する割合が高い一方、「水がきれい」では満足する割合が低かった。（高い：60%超、低い：40%未満）
- 今後の燕市の環境として何が重要かについて、「日常生活や交通の利便性」が54.9%と最も高く、次いで「水がきれいなこと」の52.9%、「まちが清潔なこと」の51.0%が続いた。
- 自身の生活スタイルが環境に影響を与えているかについて、「影響を与えている」と回答した割合は2割程度（市民は4割程度）であり、様々な場面において環境に配慮した生活スタイルに心がけていることがうかがえる。
- 環境活動に参加した割合は57.5%であり、市民（39.5%）よりも多かった。また、今後環境活動に参加したいかとの問いでは65.6%が参加したいと回答し、市民（57.3%）よりも多かった。なお、参加しない理由として、一人で参加しづらいと回答した割合が多かった。
- 環境情報を取得する方法では、「テレビや新聞」が47.9%と際立って高く、次いで「市の広報誌やパンフレット」の24.4%が続いた。
- 環境をよりよくするための施策として、「イベントやメディアを使った広報活動」が最も多く、半数を超えていた。

③ 事業者編

- 回答した事業所では、存続年数が30年以上にわたるところが多かった。また、従業員数は30人未満のところが多く、小規模事業所が主体となっている。（前回調査と同様）
- 事業者が取り組んでいる対策として、前回調査から回答割合が10ポイント以上多かった取り組みは、「自然エネルギーの利用」、「エアコンなどの設定温度の適正化」、「ハイブリッド車の導入」であった。
- 環境問題に取り組む理由として、「企業の社会的責任」と考える事業所は69.9%と最も高かった。また、回答割合が前回調査から大きく上昇した理由として、「コスト削減につながる」「法規制の遵守」「イメージアップ」があった。
- 環境問題に取り組む問題点（支障）として、「特に問題はない」が前回調査から2割程度増加した一方、「資金に余裕がない」「人材不足」「情報不足」「取引先や客先に協力してもらえない」の回答割合が大幅に減少したことから、支障となる要素が少なくなったことがうかがえる。
- 事業者が環境問題に取り組む範囲として、「環境よりも経済を優先すべき」の回答割合は0.0%であり、7割を超える事業者が「多少経済を犠牲にしても取り組むべき」や「経済負担のない範囲で取り組む」と回答した。
- 社内に環境問題に関する担当者を置いている事業所は3割程度だった。（前回調査と同様）
- 今後の環境問題への取り組みでは、8割を超える事業者が「現在の取り組み状況を維持したい」や「まわりの動向をみて考えたい」と回答した。
- 行政が行う支援内容として、「情報の収集・提供」や「資金面での支援」、「事業者向けガイドの作成」を希望する声が多い一方、「人材紹介や派遣」や「相談窓口」、「連携体制」は少なかった。（前回調査と同様）

3R

廃棄物のリサイクルや適正処理を推進する上での優先順位を指す。

①リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)、②リユース(Reuse=再使用)、③リサイクル(Recycle=再資源化)の3つの頭文字「R」を取ってこう呼ばれている。

この『3R』に④リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)を加えて『4R』、さらに⑤リペア(Repair=修理して使う)を加えて『5R』と呼ばれる場合もある。

4R

「3R」の解説を参照。

BDF

Bio Diesel Fuel (バイオディーゼル燃料)の略語。植物性油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の代替燃料のこと。バイオマスエネルギーの一つとされている。

BOD

Biochemical oxygen demand (生物化学的酸素要求量)の略語。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測定する上で代表的な指標とされる。

ESCO事業

ESCO事業者が、省エネルギーに係る包括的なサービス(診断・設計・施工・維持管理・資金調達など)を提供して省エネルギーの効果などを保証する代わりに、その省エネルギー効果(メリット)の一部を報酬として受取るしくみ。

LED(照明)

発光ダイオード(LED)を使用した照明器具のこと。従来の照明器具に比べると高価だが、長寿命で電力消費が低く、光の利用効率が高められる利点がある。LEDの普及によって、照明分野の省エネルギーは加速度的に進むことが期待されている。

PDCA(サイクル)

計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)して元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の継続的な改善を図ろうとするしくみのこと。

この考え方は、ISO9000やISO14000のマネジメントシステムにも採用されている。

**あ
行****アイドリングストップ**

信号待ちや荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐車時に自動車のエンジンを停止する行為、またはその行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、「石綿」ともいう。

アスベストは、軟らかくて耐熱や耐磨耗性に優れ、安価だったことから、断熱材・防火材・電気製品・自動車・家庭用品などに広く利用されてきたが、空気中に飛散した石綿繊維を長期間吸入することで、肺がんや中皮腫の誘因となることが指摘されるようになった。このため、厚労省では、例外的に認めていた製品についても平成23年度を目途に全廃するとし、それ以降は新たな石綿製品は国内で製造されないことになった。

アダプト制度

市民や民間業者が、特定の公共財(道路・公園・河川など)の美化活動を定期的に行うことを、行政と契約する制度のこと。

美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対して、一定の支援を行う形式が多い。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していくしくみ。

観光客に地域の資源を伝えることによって、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。環境省が主導している。

エコドライブ

燃費の向上や大気汚染物質を削減するための運転技術のこと。

主な内容として、アイドリングストップの励行、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、適正なタイヤの空気圧の点検などが挙げられる。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を県知事に提出し、当該導入計

画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

エコファーマーになると、環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置が受けられる。

汚泥消化ガス

下水処理場の水処理工程で発生した下水汚泥を消化槽で濃縮・生物分解（発酵）させる際に発生するガスのこと。

消化ガスはバイオガス的一种である。その主成分は、メタンが6割程度である他、二酸化炭素や若干の硫化水素・アンモニアが含まれている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込めて、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

産業革命以降の人間活動に伴って、これら温室効果ガス濃度が大気中で上昇したことで、地球温暖化の加速が指摘されている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。

これに対し、し尿しか処理できない浄化槽を単独処理浄化槽という。昭和58年の浄化槽法の改正などによって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されたため、現在では「合併処理」がなくとも「浄化槽」といえば、合併処理浄化槽のことを指す。

環境マネジメントシステム

企業や団体組織が、環境方針や目標などを設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織体制・計画・プロセスなどのこと。

外部機関の規格を採用し、審査・認証を受けることで、効果的な運用ができるとともに、社会的な評価を得ることができる。

国際的な規格にISO14001がある他、中小企業向けに負担の軽い規格もいくつか規定されている。

揮発性有機化合物

「VOC (Volatile Organic Compounds)」とも呼ばれる。

大気中に容易に揮発する物質の総称で、難分解性のものが多いことから、地層間に浸透し、土壌や地下水の汚染原因にもなっている。

行政CRM

行政Customer Relationship Managementの略語。

市民満足度を向上させるため、市民との関係を構築することに力を置きながら、自治体経営の改善を図るための手法の一つである。CRMは情報システム（IT）を前提とした手法ではないが、ITが進歩した今日では、主にITが用いられている。

なお、当市においては、市のホームページ上にある「燕市 かんたん申請・申込システム」から、意見や提案を直接提言できるようにしている。

グリーン購入

製品を購入したり、サービスを受ける際に、その必要性をよく考えて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する行為のこと。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域で、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動の総称。

特に都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導している。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけて、光化学反応を起こして作り出される物質の総称。

光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態となり、周囲の見通し（視程）が低下した状態を「光化学スモッグ」という。

光化学スモッグ

「光化学オキシダント」の解説を参照。

再生可能エネルギー

石油や石炭などの化石燃料は有限のエネルギー資源である。これに対して、太陽光・太陽熱、水力・風力・バイオマス・地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短時間で再生が可能であることから、「再生可能エネルギー」と呼ばれる。

再生可能エネルギーは、化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして、国内でも導入や普及が促進されている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わって、天然資源やエネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として用いられている。

絶滅危惧種

さまざまな要因で個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種や亜種のこと。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の他、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質も含む総称。

ダイオキシン類は、特に250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。

地球温暖化

人間活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇する現象のこと。

地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいることから、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

低炭素社会

地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、最も大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会をイメージした言葉として用いられている。

低炭素社会の主な具体的手法として、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進、植林や森林管理などが挙げられる。

デマンド交通

指定エリア内において、希望する乗り場や行き先を利用者が事前予約した上で乗車するシステムのこと。

利用者がいなければ走る必要がなく、小型車両で済むことから、経費削減やバスが走れない狭い道でも運行ができる利点がある。

天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物(生息地・繁殖地・渡来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)について、文化財保護法に基づき指定されたもの。

等価騒音レベル

騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合(非定常音・変動騒音)に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目し、時間平均値を算出したものこと。

等価騒音レベルは、自動車からの騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案されており、変動騒

音に対する人間の生理・心理的反応とも比較的よく対応することから、環境騒音を評価するための評価量として多くの国で採用されている。

二酸化炭素

二酸化炭素は、石炭・石油・天然ガス・木材などの炭素分を含む燃料を燃やすことで発生する。

産業革命以降、化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少などによって、年々増加し続けており、地球温暖化の最大の原因物質として問題となっている。

二酸化窒素

二酸化窒素は、ボイラーや自動車などのような燃焼過程が主要発生源である。燃焼過程では大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で二酸化窒素に酸化される。

人への健康影響として、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患の罹患率の増加などが知られている。

パークアンドライド

中心市街地まで自動車を乗り入れていた通勤者などが、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して中心市街地まで移動するよう誘導するシステムのこと。

ばい煙

燃焼に伴って発生する硫黄酸化物やばいじん、有害物質の総称。

有害物質として、物の燃焼・合成・分解などに伴って発生するカドミウム・塩素・ふっ素・鉛・窒素酸化物などがある。

バイオマス

本来は生物(bio)の量(mass)を示すが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)を指す意味合いで用いられることが多い。

ハイブリッド車

エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

微小粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の粒子のこと。「PM2.5」とも呼ばれる。浮遊粒子状物質のうち、特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、健康への影響が懸念されている。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、特に人の健康に影響を与える可能性の大きい粒径 $10\mu\text{m}$ (0.01mm) 以下の粒子のこと。

粉じん

大気中に浮遊する固体粒子の総称。

大気汚染防止法では、粉じんは「物の破碎や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生または飛散する物質」と定義されており、燃焼や化学反応などで生じる「ばいじん」とは区別されている。

ライフサイクルアセスメント

「LCA(Life Cycle Assessment)」とも呼ばれる。

経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革しようとする考え方から生まれた手法として、製品に関する資源の採取から製造・使用・廃棄・輸送など全ての段階を通して、環境影響を定量的・客観的に評価する手法のこと。



第2次燕市環境基本計画

みんなの行動の積み重ねから、
大きく羽ばたく、環境都市つばめ

発行 / 燕市市民生活部生活環境課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

[TEL] 0256-77-8167

[FAX] 0256-77-8203

[E-mail] kankyo@city.tsubame.niigata.jp

[ホームページ]

<http://www.city.tsubame.niigata.jp/>

平成28年3月



燕 市

平成28年3月